第2期行財政改革プログラム　個別取組工程表

所管	財政	局	財政	部	財産活用	課

項目	4-1	未利用・低利用財産の有効活用

実施内容

公有財産管理･活用庁内委員会の効果的な運用を進め、将来にわたって庁内利用等が無いと判断された未利用財産を売却します。また、本来の用途に利用するまでの間に一時利用が可能な低利用財産を貸し付けます。

目標

未利用財産の売却や低利用財産の貸付けを進め、財源の確保と管理経費を削減

工程

	26年度	27年度	28年度	29年度
当初予定	売却等に向けた調査・作業等の実施（随時） 前年度から引き続き実施している調査・作業等の完了（随時） 売却・貸付物件の確定、入札			
進捗状況（実績・見込）	売却等に向けた調査・作業等の実施（随時） 前年度から引き続き実施している調査・作業等の完了（随時） 売却・貸付物件の確定、入札			

実績

(平成26年度)
・境界確定協議など、売却に向けての調査･作業の完了
・平成26年度公募売却･貸付物件の確定(10月)
・平成26年度公募売却･貸付物件の入札(1月)
※ただし、大規模物件については売却に向けての調査･作業を継続実施中

単年度の効果額見込及び実績		26年度	27年度	28年度	29年度
	見込	11億円	2億円	2億円	8億円
	実績	3.2億円			

評価

26年度	C	課題	大規模物件を売却するための地元調整など、相手方との解決すべき事項について、交渉が難航するなど時間を要する。
		改善策	粘り強く交渉を継続するとともに、法的な見地から解決が可能なものについては、訴訟も含めて検討する。

評価基準　A:目標を上回って達成　B:目標を概ね達成　C:未達成

備考